

岡山市立放課後児童クラブ条例施行規則の制定について（概要）

趣 旨

岡山市立放課後児童クラブ条例の施行について必要な事項を定めるもの

名称, 位置
及び定員

令和2年度に移行する22クラブの名称, 位置及び定員を規定

入所の手続

入所の申請手続き、入所許可通知等について規定

入所の
許可基準

児童の学年及び状況、家庭の状況、保護者の就労、疾病等の状況を考慮して判断する旨を規定

減 免

- ・生活保護受給世帯 全額免除
- ・ひとり親世帯(児童扶養手当受給世帯) 1/3減額
- ・兄弟姉妹世帯(2人目) 1/4減額
- 〃 (3人目以降) 1/2減額

おやつ代

月額 2,000円

施行日

- ・令和2年4月1日から施行
- ・児童クラブの入所手続等の準備行為に関する規定は、公布日から施行

岡山市立放課後児童クラブ条例施行規則を次のように定める。

令和元年10月31日

岡山市長 大 森 雅 夫

岡山市規則第92号

岡山市立放課後児童クラブ条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、岡山市立放課後児童クラブ条例（令和元年市条例第23号。以下「条例」という。）の施行について必要な事項を定めるものとする。

(名称、位置及び定員)

第2条 岡山市立放課後児童クラブ（以下「児童クラブ」という。）の名称、位置及び定員は、別表のとおりとする。

2 前項の規定にかかわらず、条例第6条の許可を受けて児童クラブを現に利用している児童の数を勘案して市長が特に必要があると認めるときは、定員を超えて入所させることができる。

(入所の手続等)

第3条 条例第6条の規定により児童クラブの入所の許可を受けようとする児童の保護者は、岡山市立放課後児童クラブ入所申請書（様式第1号。以下「入所申請書」という。）に市長が必要と認める書類を添付して提出することにより市長に申請しなければならない。

2 前項の規定による申請があった場合において、市長は、条例に規定する要件を満たす児童であって優先順に並べて定員（前条第2項の規定により定員を超えて入所させる場合にあつては、定員を超えて入所させる数を定員に加えた数。以下この条において同じ。）に達するまでのものについては入所を許可し、岡山市立放課後児童クラブ入所許可通知書（様式第2号）により当該児童の保護者にその旨を通知するものとする。

3 第1項の規定による申請があった場合において、市長は、条例に規定する要件を満た

す児童であつて優先順に並べて定員に達した後のものについては入所を不許可とし、岡山市立放課後児童クラブ入所不許可（保留）通知書（様式第3号）により当該児童の保護者にその旨を通知するものとする。ただし、当該通知を行った後、当該児童クラブに入所する児童の数が定員を下回り、当該児童が優先順に並べて定員に達するまでの者となったときは、第1項の規定による申請が行われたものとみなし、当該児童については入所を許可し、岡山市立放課後児童クラブ入所許可通知書により当該児童の保護者にその旨を通知するものとする。

4 第1項の規定による申請があつた場合において、市長は、条例に規定する要件を満たさない児童については入所を不許可とし、岡山市立放課後児童クラブ入所不許可通知書（様式第4号）により当該児童の保護者にその旨を通知するものとする。

（入所の許可基準）

第4条 市長は、児童クラブの入所の許可の判断に当たっては、児童の学年及び状況、家庭の状況並びに保護者の就労、疾病等の状況を考慮するものとする。

（入所の許可の取消し）

第5条 市長は、条例第7条の規定により入所の許可を取り消したときは、岡山市立放課後児童クラブ入所許可取消通知書（様式第5号）により当該保護者にその旨を通知するものとする。

（利用料の納付期限）

第6条 利用料の納付期限は、通年利用する場合にあつては利用した月の翌月の末日（12月にあつては、25日）（その日が土曜日、日曜日又は国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に定める休日（以下「休日等」という。）に当たるときは、その翌日）とし、期間限定利用する場合にあつては当該期間の終了日の属する月の翌月の末日（その日が休日等に当たるときは、その翌日）とする。

（利用料の減免）

第7条 条例第11条の規定による利用料の減額又は免除は、次の各号に掲げる児童クラブの入所の許可を受けた児童（以下「入所児童」という。）について、当該各号に定めるとおり行う。この場合において、減額する額に100円未満の端数が生じたときは、これを切り上げる。

- (1) 生活保護法（昭和25年法律第144号）による保護を受ける世帯に属する入所児童 全額を免除
 - (2) 3人以上の入所児童がいる世帯の3人目以降の入所児童（前号の入所児童を除く。）
2分の1の額を減額
 - (3) 児童扶養手当法（昭和36年法律第238号）による児童扶養手当を受けている世帯に属する入所児童（前2号の入所児童を除く。） 3分の1の額を減額
 - (4) 2人以上の入所児童がいる世帯の2人目の入所児童（前3号の入所児童を除く。）
4分の1の額を減額
- 2 前項各号に該当する入所児童について利用料の減額又は免除を受けようとする保護者は、当該利用料の納期限までに岡山市立放課後児童クラブ利用料減免申請書（様式第6号）に市長が必要と認める書類を添付して市長に提出しなければならない。
 - 3 市長は、前項の規定による申請書の提出があった場合において、利用料の減額又は免除をするときは、通年利用するときにあつては岡山市立放課後児童クラブ利用料減免決定通知書（様式第7号）により、期間限定利用するときにあつては岡山市立放課後児童クラブ期間限定利用料減免決定通知書（様式第8号）により、減額又は免除をしないときは岡山市立放課後児童クラブ利用料減免申請却下通知書（様式第9号）により、当該申請者にその旨を通知するものとする。
 - 4 第1項各号に該当する入所児童について利用料の減額又は免除を受けた保護者は、その理由が消滅したときは、直ちに岡山市立放課後児童クラブ利用料減免理由消滅届出書（様式第10号）により市長にその旨を届け出なければならない。
 - 5 第1項に規定する入所児童のほか、通年利用する入所児童であつて市長がやむを得ないと認める事由により月初から月末まで1日も現に利用しなかった者について、その月分の利用料の全額を免除する。

（おやつ代）

第8条 市長は、児童クラブにおいておやつの提供を受けた入所児童の保護者からその費用の額の支払を受けるものとする。

- 2 前項に規定するおやつ代の額は、入所児童1人につき通年利用する場合にあつては月額2,000円とし、夏季休業期間に限り利用する場合にあつては2,500円とし、

学年始休業期間、冬季休業期間又は学年末休業期間に限り利用する場合にあってはそれぞれ500円とする。

(変更の届出)

第9条 入所児童の保護者は、入所申請書又はその添付書類の記載事項に変更が生じたときは、速やかに岡山市立放課後児童クラブ入所申請書等記載事項変更届出書（様式第11号）により市長にその旨を届け出なければならない。

(退所の届出)

第10条 児童クラブの入所の許可を受けた期間中に退所を希望する入所児童の保護者は、あらかじめ、岡山市立放課後児童クラブ退所届出書（様式第12号）により市長にその旨を届け出なければならない。

(委任)

第11条 この規則に定めるもののほか、児童クラブの事業の実施に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和2年4月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

(準備行為)

2 児童クラブの入所に係る手続その他の準備行為は、この規則の施行の日前においても、行うことができる。

別表（第2条関係）

| 名称 | 位置 | 定員 |
|-----------------|--------------------|------|
| 岡山市立蛸明小学校児童クラブ | 岡山市北区大井360番地 | 40人 |
| 岡山市立清輝小学校児童クラブ | 岡山市北区新道1番地 | 50人 |
| 岡山市立大野小学校児童クラブ | 岡山市北区大安寺南町二丁目8番36号 | 120人 |
| 岡山市立加茂小学校児童クラブ | 岡山市北区津寺517番地 | 40人 |
| 岡山市立馬屋上小学校児童クラブ | 岡山市北区富吉2944番地2 | 38人 |

| | | |
|------------------|----------------------|------|
| 岡山市立御野小学校児童クラブ | 岡山市北区中井町一丁目6番3 4号 | 180人 |
| 岡山市立平津小学校児童クラブ | 岡山市北区檜津738番地1 | 40人 |
| 岡山市立高島小学校児童クラブ | 岡山市中区国府市場131番地 | 174人 |
| 岡山市立竜之口小学校児童クラブ | 岡山市中区四御神266番地 | 174人 |
| 岡山市立富山小学校児童クラブ | 岡山市中区福泊233番地 | 190人 |
| 岡山市立操明小学校児童クラブ | 岡山市中区藤崎721番地3 | 95人 |
| 岡山市立古都小学校児童クラブ | 岡山市東区古都宿453番地1 | 53人 |
| 岡山市立御休小学校児童クラブ | 岡山市東区西祖179番地 | 40人 |
| 岡山市立平島小学校児童クラブ | 岡山市東区東平島1293番地 | 35人 |
| 岡山市立甲浦小学校児童クラブ | 岡山市南区飽浦390番地 | 40人 |
| 岡山市立七区小学校児童クラブ | 岡山市南区北七区61番地3 | 41人 |
| 岡山市立東疇小学校児童クラブ | 岡山市南区東畦656番地2 | 120人 |
| 岡山市立福浜小学校児童クラブ | 岡山市南区福富東一丁目1番1 号 | 140人 |
| 岡山市立第一藤田小学校児童クラブ | 岡山市南区藤田349番地 | 40人 |
| 岡山市立第二藤田小学校児童クラブ | 岡山市南区藤田595番地 | 48人 |
| 岡山市立第三藤田小学校児童クラブ | 岡山市南区藤田1757番地 | 50人 |
| 岡山市立箕島小学校児童クラブ | 岡山市南区箕島2384番地 | 96人 |

令和2年度 岡山市立放課後児童クラブ 利用ガイド

【この利用ガイドは岡山市立放課後児童クラブ専用です】

令和2年4月1日から利用を希望される方の申請期間は

令和元年11月1日(金)～12月10日(火)(必着)です。

(詳しくは本文をご覧ください)

★このガイドには、入所申請から利用開始後までの重要な事項を記載しています。
必ずお読みいただくとともに、令和2年度中は大切に保管してください。

<このガイドに関する問い合わせ先>

○岡山市岡山っ子育成局子育て支援部地域子育て支援課

〒700-8544 岡山市北区大供一丁目1番1号(岡山市役所本庁舎9階)

TEL 086-803-1589

FAX 086-803-1718

E-mail jidouk@city.okayama.lg.jp

(問い合わせ時間：月～金(祝日、休日を除く)午前8時30分～午後5時15分)

【入所申請に関すること】

公益財団法人岡山市ふれあい公社 事務局 放課後児童クラブ準備室

〒702-8002 岡山市中区桑野715番地2(岡山ふれあいセンター2階)

TEL 086-274-5161

FAX 086-274-5162

E-mail j_houkago@mx.okayama-fureai.or.jp

(問い合わせ時間：月～金(祝日、休日を除く)午前8時30分～午後5時15分)



岡山市
OKAYAMA CITY

【目次】

1 放課後児童クラブの概要

| | |
|-----------------------|---|
| (1) 放課後児童クラブとは..... | 1 |
| (2) 対象児童 | 1 |
| (3) 設置場所 | 2 |
| (4) 利用期間 | 3 |
| (5) 開所日・開所時間 | 3 |
| (6) 保護者負担金 | 3 |
| (7) 保護者負担金の納入方法 | 4 |
| (8) その他..... | 4 |

2 利用手続き

| | |
|---------------------------|---|
| (1) 手続きの流れ..... | 5 |
| (2) 申請書の入手について | 6 |
| (3) 申請書の提出について | 6 |
| (4) 申請事項の変更について | 9 |
| (5) 退所及び利用状況等の確認について..... | 9 |
| (6) 入所許可の取消し | 9 |

3 保護者負担金の減免

| | |
|-------------------|----|
| (1) 減免の内容..... | 10 |
| (2) 減免申請手続き | 11 |

(参考)岡山市立放課後児童クラブ入所基準点数表

| | |
|------------|----|
| ○基準点 | 12 |
| ○加算点 | 13 |

(参考)提出書類記入例

| | |
|--------------------------------|----|
| 【記入例】 岡山市立放課後児童クラブ入所申請書..... | 14 |
| 【記入例】 児童調査書 | 16 |
| 【記入例】 岡山市立放課後児童クラブ入所事由証明書..... | 18 |
| 【記入例】 岡山市立放課後児童クラブ疾病負傷証明書..... | 20 |
| 【記入例】 申立書 | 20 |
| 【記入例】 岡山市立放課後児童クラブ延長利用申請書..... | 21 |

1 放課後児童クラブの概要

(1) 放課後児童クラブとは

放課後児童クラブ(以下、「児童クラブ」という。)は、保護者が仕事などで昼間家庭にいない小学校に就学している児童に対して、放課後、適切な遊びや生活の場を提供して、その健全な育成を図るところです。

(2) 対象児童

次のいずれかに該当する児童で、その保護者が労働等により昼間家庭にいないもの。

- 岡山市に住所を有する児童で、小学校に在学しているもの。
- 岡山市外に住所を有する児童で、岡山市が設置する小学校に在学しているもの。
ただし、入所できるのはその児童が在学する小学校の通学区内に設置された児童クラブに限ります。

※入所を希望する児童クラブの小学校に在学(入学予定)している児童を優先します。

※医療行為を必要とする児童は入所できない場合があります。

なお、「労働等により」とは、保護者が次に掲げる事由のいずれかに該当する場合は。

| 事由 | 条件 | 入所期間 |
|--------|---|--|
| ①就 労 | 月 48 時間以上労働することを常態としている場合 | 必要と認められる期間 (ただし、最長で年度末まで) |
| ②妊娠・出産 | 出産予定日の前 6 週(多胎の場合前 14 週)から産後 8 週の期間を含む月単位の期間にある場合 | 出産予定日の前 6 週(多胎の場合前 14 週)から産後 8 週の期間を含む月単位の期間 |
| ③疾 病 等 | 病気やけが、又は心身に障害がある場合 | ①と同じ |
| ④介 護 等 | 親族等を常時介護又は看護している場合 | ①と同じ |
| ⑤災 害 | 震災、風水害、火災その他の災害の復旧にあたっている場合 | ①と同じ |
| ⑥就 学 等 | 就学や職業訓練のため、児童の養育ができない場合 | 卒業予定日又は終了予定日が属する月の末日までの期間 |
| ⑦社会的養護 | 児童虐待又はそのおそれがある場合、又はDVにより児童の育成を行うことが困難と認められる場合 | ①と同じ |
| ⑧そ の 他 | ①～⑦に類する状態であると認められる場合 | |

■保護者とは…「親権を行う者、未成年後見人その他の者で、児童を現に監護する者をいう。」(児童福祉法第 6 条)

(3) 設置場所

対象となる児童クラブの定員、所在地等は次のとおりです。

| 児童クラブ名(正式名) | 通称 | 定員 (人) | 所在地 | 電話番号 |
|----------------|-------------|-----------|------------------|---------------|
| 岡山市立蛍明小学校児童クラブ | ほたるクラブ | 40 | 北区大井360番地 | 090-8069-4189 |
| 〃 清輝小学校児童クラブ | 杉の子クラブ | 50 | 北区新道1番地 | 086-232-1809 |
| 〃 大野小学校児童クラブ | おおの児童クラブ | 120 | 北区大安寺南町二丁目8番36号 | 086-256-5367 |
| 〃 加茂小学校児童クラブ | かもっちクラブ | 40 | 北区津寺517番地 | 086-259-3095 |
| 〃 馬屋上小学校児童クラブ | まやかみやまびこクラブ | 38 | 北区富吉2944番地2 | 086-294-5311 |
| 〃 御野小学校児童クラブ | わかたけクラブ | 180 | 北区中井町一丁目6番34号 | 086-232-5120 |
| 〃 平津小学校児童クラブ | ひらっっこ児童クラブ | 40 | 北区榴津738番地1 | 086-230-7220 |
| 〃 高島小学校児童クラブ | どんぐりクラブ | 174 | 中区国府市場131番地 | 086-275-2625 |
| 〃 竜之口小学校児童クラブ | 竜之ロクラブ | 174 | 中区四御神266番地 | 086-279-1260 |
| 〃 富山小学校児童クラブ | なかよしクラブ | 190 | 中区福泊233番地 | 086-276-0552 |
| 〃 操明小学校児童クラブ | 操明つくしクラブ | 95 | 中区藤崎721番地3 | 086-274-6788 |
| 〃 古都小学校児童クラブ | 古都グレープクラブ | 53 | 東区古都宿453番地1 | 086-279-1987 |
| 〃 御休小学校児童クラブ | さくらんぼクラブ | 40 | 東区西祖179番地 | 080-1903-4127 |
| 〃 平島小学校児童クラブ | ひらじまっ子クラブ | 35 | 東区東平島1293番地 | 090-7542-0056 |
| 〃 甲浦小学校児童クラブ | くじらクラブ | 40 | 南区飽浦390番地 | 086-267-3345 |
| 〃 七区小学校児童クラブ | あいかぜクラブ | 41 | 南区西紅陽台二丁目58番地556 | 086-362-5201 |
| 〃 東疇小学校児童クラブ | 東疇たんぼぼクラブ | 120 | 南区東畦656番地2 | 086-282-2314 |
| 〃 福浜小学校児童クラブ | 小鳩クラブ | 140 | 南区福富東一丁目1番1号 | 086-263-7383 |
| 〃 第一藤田小学校児童クラブ | いちふじみのりクラブ | 40 | 南区藤田349番地 | 086-296-3081 |
| 〃 第二藤田小学校児童クラブ | まつぼっくりクラブ | 48 | 南区藤田595番地 | 086-296-5694 |
| 〃 第三藤田小学校児童クラブ | 三藤でんでんクラブ | 50 | 南区藤田1757番地 | 080-2902-3210 |
| 〃 箕島小学校児童クラブ | みしまこどもクラブ | 96 | 南区箕島2384番地 | 086-282-0378 |

※申請が定員を超える場合については、利用における安全面等を十分考慮し受入数を判断します。

※夏休み等、長期休業期間のみの利用(以下「期間限定利用」という。)については、通年利用が決定した後、定員の範囲内で受け入れます。

※一斉降所時間やその方法等の詳細については、各児童クラブへご相談ください。

※岡山市立七区小学校児童クラブについては、令和2年4月1日から、所在地が「南区北七区61番地3」に変更予定です。

(4) 利用期間

令和2年4月1日から令和3年3月31日まで

※利用にあたっては、年度ごとに入所申請が必要となります。

(5) 開所日・開所時間

①開所日

月曜日から金曜日及び土曜日

ただし、祝日、休日、12月29日～翌年1月3日は除く。

※土曜日は少なくとも月に2回程度開所を予定していますが、詳細は各児童クラブにお問い合わせください。

※その他、臨時に開所又は閉所する場合があります。

②開所時間

| | |
|----------------------------|---|
| 平 日 | 午後1時～午後6時(延長利用の場合は、午後7時まで) |
| 土 曜 日 | 午前8時～午後6時(延長利用なし) ※月に2回程度の開所予定は、児童クラブにより異なります。 また、春休み、夏休み、冬休みを含みます。 |
| 春休み、夏休み、 冬休み (長期休業日) | 午前8時～午後6時 (延長利用の場合は、午後7時まで) ※祝日、休日、12月29日～翌年1月3日は除く。 |

※短縮授業等により開所時刻を変更する場合があります。

※午前から開所している日は、各自で昼食(弁当)を持参してください。

(6) 保護者負担金

①利用料

<通年利用(毎月利用)の場合、児童1人当たり>※長期休業期間を含みます。

| | 通年利用(月額) |
|---------|----------|
| ① 利用料 | 7,500円 |
| ② 延長利用料 | 2,500円 |

<期間限定利用の場合、児童1人当たり>

| | 春休み (4月) | 夏休み | 冬休み | 春休み (3月) |
|---------|-------------|---------|--------|-------------|
| ① 利用料 | 2,500円 | 12,500円 | 2,500円 | 2,500円 |
| ② 延長利用料 | 600円 | 3,200円 | 600円 | 600円 |

※延長利用料は、平日の午後6時～午後7時に児童クラブを利用される方が対象です。

※延長利用は基本的に事前申請となりますが、突発的な延長利用にも別途対応します。

※通年利用の場合、月の途中で入所・退所となった場合でも1か月分の利用料をご負担いただきます(日割り計算は行いません)。

※期間限定利用の場合、期間の途中で入所・退所した場合でも申請した期間分の利用料をご負担いただきます(日割り計算は行いません)。

※保護者負担金(おやつ代を除く)には減免制度があります。

詳しくは10～11ページをご覧ください。

②おやつ代

おやつ代については、利用料とは別に下記のとおり費用をご負担いただきます。

| | 通年利用 (月額) | 期間限定利用 | | | |
|-------------------|--------------|---------|--------|------|---------|
| | | 春休み(4月) | 夏休み | 冬休み | 春休み(3月) |
| おやつ代 (児童1人当たり) | 2,000円 | 500円 | 2,500円 | 500円 | 500円 |

※おやつ代については、月の利用が1日もなかった場合は徴収しません。

※通年利用及び期間限定利用途中の入所・退所における日割り計算は行いません。

(7) 保護者負担金の納入方法

- 納入方法は原則、口座振替となります。現金での納入はできません。入所許可通知書に同封する口座振替申請書(指定用紙)により振替する口座の登録をしてください。

(8) その他

①おやつについて

児童クラブでは、児童の栄養面や活力面の観点から、おやつの提供を行います。

なお、食物アレルギーのある児童については、原則としておやつの持参をお願いします。(この場合、おやつ代は徴収しません。)

※食物アレルギー以外にも医師からの指示などにより、おやつに制限がある場合は、児童クラブへ相談してください。

②服薬について

投薬は医療行為にあたるため、児童クラブの職員は行うことができません。

服薬する場合は、児童が自分で服薬することになります。適切な服薬管理のため、必ず保護者の方からの連絡が必要ですので、薬の用途や服薬時間などについて、児童クラブの職員へお伝えください。

③学級閉鎖等の場合について

学級閉鎖(学校閉鎖)となったクラスの児童は、疾病等の感染拡大を防止するため、閉鎖期間中は児童クラブを利用できません。

また、感染症にかかり出席停止となった児童が治癒後、児童クラブを利用する際は、学校に提出する「学校感染症等治癒通知書」の写しを提出するか、又は医師から登校可能である旨の指示を受けたことを保護者から文書又は口頭で連絡してください。

④災害発生時の対応について

台風等の災害発生時又はそのおそれがある場合、閉所又は開所時間を変更することがあります。

その場合、予定より早く保護者の方にお迎えをお願いすることがあります。

2 利用手続き

(1) 手続きの流れ

① 申請書の入手

【入手方法】 P6を参照

【配布期間】 11/1(金)～12/10(火)

入所希望者説明会

日時等については岡山市地域子育て支援課
ホームページへ掲載及び各児童クラブへ通知

② 入所申請 (P6～P9)

【申請場所】 P6～P7を参照

【申請期間】 11/1(金)～12/10(火) (必着)

③ 審査

岡山市が入所要件(P1)を満たしているかどうかを審査

(入所要件を満たしている場合)

(満たしていない場合)

(定員を超えない場合)

(定員を超える場合)

C 入所不許可

「児童クラブ入所基準点数表」(P12～P13)により入所を調整

- ・定員に達するまで→A 入所許可
 - ・定員を超えた場合→B 入所保留
- ※ただし、定員を超えた場合、長期休業期間のみ申し込まれた方は不許可となります。

A 入所許可

利用可能となり次第、随時、入所を許可

B 入所保留(不許可)

該当者のみ利用料減免申請書を提出 (P11参照)

入所対象者説明会

日時等については個別に通知

④ 利用開始

(2) 申請書の入手について

申請書の入手

下記のいずれかの方法で入手してください。

(直接入手する方法)

○各児童クラブ

※P2 (3)設置場所の一覧表を参照

○岡山市地域子育て支援課

〒700-8544 岡山市北区大供一丁目1番1号(岡山市役所本庁舎9階)

◆月～金(祝日、休日を除く)午前8時30分～午後5時15分

○岡山市内各ふれあいセンターおよびウェルポートなださき

(ホームページから入手する方法)

○岡山市地域子育て支援課ホームページ

http://www.city.okayama.jp/hofuku/kodomo/kodomo_00061.html

○岡山市ふれあい公社ホームページ

<http://www.okayama-fureai.or.jp/>

(3) 申請書の提出について

① 通年利用又は期間限定利用

「岡山市立放課後児童クラブ入所申請書」に必要事項を記入の上、添付書類と一緒に、下記の申請場所へ、申請期間内に提出してください。

なお、期間限定利用については、通年利用の利用者が決定したのち、定員の範囲内で受け入れます。ただし、入所許可とならなかった場合は、すべて不許可となります。(保留扱いとはしません。)

(申請期間)

令和元年11月1日(金)～12月10日(火)(必着)

(申請場所)

○各児童クラブ(持参)

※P2 (3)設置場所の一覧表を参照

○岡山市地域子育て支援課（持参又は郵送）

〒700-8544 岡山市北区大供一丁目1番1号(岡山市役所本庁舎9階)

◆月～金（祝日、休日を除く）午前8時30分～午後5時15分

○公益財団法人岡山市ふれあい公社（持参又は郵送）

事務局 放課後児童クラブ準備室

〒702-8002 岡山市中区桑野715番地2(岡山ふれあいセンター2階)

◆月～金（祝日、休日を除く）午前8時30分～午後5時15分

※郵送の場合は、封筒の表に「児童クラブ申請書在中」とご記入ください。

② 年度の途中からの利用

通年利用の利用者が決定したのち、定員の範囲内で受け入れます。

「岡山市立放課後児童クラブ入所申請書」に必要事項を記入の上、添付書類をそろえて、下記の申請期間内に提出してください。

なお、申請場所は前述の「①通年利用又は期間限定利用」と同様です。

| 利用希望日 | 申請期間 |
|-------------|---------------------|
| 月の前半(1～15日) | 利用希望日が属する月の前月の1～15日 |
| 月の後半(16～末日) | 利用希望日が属する月の前月の16～末日 |

例)令和2年10月1日から利用したい場合

⇒令和2年9月1日～令和2年9月15日に申請

※申請期間の末日が、土曜、日曜、祝日、休日、年末年始(12月29日から1月3日まで)の場合は前開所日までの受付となります。

※月の途中で入所した場合でも、1か月分の保護者負担金をご負担いただきます。

※各児童クラブの利用状況(空き状況)については、岡山市地域子育て支援課ホームページに随時掲載します。

③ 提出書類

申請書等は、必ず黒のボールペンでご記入ください。鉛筆やシャープペン、消せるボールペンで記入された書類は受け付けできません。

1 岡山市立放課後児童クラブ入所申請書(※児童1人につき1枚の申請書が必要)

2 児童調査書

3 岡山市立放課後児童クラブ延長利用申請書(※希望者のみ)

4 添付書類 (㊦㊦)

⑦入所を希望する理由を証明する書類

| | | |
|---------|-------------|---|
| ①就労 | 居宅外労働 | 入所事由証明書 |
| | 居宅内労働 | 入所事由証明書及び納税証明書等の自営等の確認ができる書類 |
| ②妊娠・出産 | | 入所事由証明書及び親子手帳(母子健康手帳)の保護者と分娩予定日の確認ができるページの写し |
| ③疾病等 | 疾病・負傷 | 入所事由証明書及び疾病負傷証明書 |
| | 障害 | 入所事由証明書及び障害者手帳等の写し |
| ④介護又は看護 | | 入所事由証明書及び民生委員の確認書、介護や看護が必要な状況の確認ができるもの(介護保険証、障害者手帳、医師の診断書等の写し) |
| ⑤災害 | | り災証明書、被災証明書等の写し |
| ⑥就学等 | | 入所事由証明書及び在学証明書、時間割等の写し |
| ⑦社会的養護 | | 公的機関の証明書 |
| ⑧その他 | 採用(起業、就学)予定 | (起業予定の場合) 入所事由証明書及び事業用に購入した物品、機材等の領収書、店舗予定地の賃貸借契約書の写し (就学予定の場合) 入所事由証明書及び合格通知、時間割等の写し (採用予定の場合) 入所事由証明書及び就労(予定)証明書 |
| | 求職中 | 申立書及びハローワークの登録証明書等の写し |

⑧その他の状況に応じ提出するもの(※該当者のみ)

| | |
|-----------------------|---------------------------------------|
| 児童が障害等を有する場合 | 身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳等のいずれかの写し |
| 転居予定で転居先の児童クラブに申請する場合 | 転居先の住所が確認できるもの(賃貸借契約書、売買契約書等)のいずれかの写し |

※必要に応じ上記以外の書類の提出をお願いする場合があります。

※㉞については、保護者の方それぞれについて証明が必要です。

※必要な添付書類が提出されないときは、入所要件を満たさないと判断する場合があります。受付期間内に書類が間に合わない場合は、岡山市地域子育て支援課に相談してください。

※兄弟姉妹等で同一日に申請する場合は、添付書類は児童1人分で構いません。

※「⑧その他 採用(起業、就学)予定」について、勤務又は就学開始後は、変更届と

①、⑥における必要書類を添付してご提出ください。

④ 申請の取り下げ・利用の辞退

以下の場合、「岡山市立放課後児童クラブ入所申請取下届出書」又は「岡山市立放課後児童クラブ入所利用辞退届出書」を提出してください。

(入所決定前の取り下げ)

入所申請をしたが、決定通知を受け取る前に申請を取り下げる場合

⇒「岡山市立放課後児童クラブ入所申請取下届出書」を岡山市ふれあい公社へ提出

(入所決定後の辞退)

入所許可通知を受け取ったが、入所前に利用を辞退する場合

⇒「岡山市立放課後児童クラブ入所利用辞退届出書」を岡山市ふれあい公社へ提出

(4) 申請事項の変更について

- 勤務先、住所、家族状況など申請事項の変更があった場合には、「岡山市立放課後児童クラブ入所申請書等記載事項変更届出書」を岡山市ふれあい公社まで速やかにご提出ください。
- 勤務先が変更になった場合には、就労証明書の再提出が必要になります。
- 就労証明書の雇用期間が利用期間中に更新される場合は、必ず、更新後速やかに更新後の就労証明書を提出してください。

※提出がない場合は、退所していただくことがあります。

(5) 退所及び利用状況等の確認について

- 利用期間満了前に児童クラブを利用する必要がなくなった場合は、「岡山市立放課後児童クラブ退所届出書」を岡山市ふれあい公社まで速やかにご提出ください。
- 長期間欠席された場合(継続して1か月以上の欠席)には、児童クラブの利用を継続されるかどうか確認させていただき、状況によっては退所していただくことがあります。
- 保護者の就労時間の変更などにより、入所要件を満たさなくなった場合は、利用を継続することはできません。
- 利用期間満了(年度末など)による場合は、届出は不要です。

(6) 入所許可の取消し

- 入所申請に虚偽や不正があった場合などには、許可を取り消すことがあります。なお、この場合でも、利用した月の保護者負担金をご負担いただきます。

3 保護者負担金の減免

世帯の収入状況や兄弟姉妹が同時に入所する場合に、保護者負担金の月額利用料、延長利用料、長期休業利用料、長期休業延長利用料について減免制度を設けています。
 なお、おやつ代は減免できません。

(1) 減免の内容

① 通年利用(毎月利用)の場合

| 対象世帯 | 減免割合 | 月額利用料 (7,500円) |
|------------------------|--------|-------------------|
| | | 延長利用料 (2,500円) |
| 生活保護受給世帯 | 全額免除 | 0円 |
| | | 0円 |
| ひとり親世帯 (児童扶養手当受給世帯) | 1/3 減額 | 5,000円 |
| | | 1,600円 |
| 兄弟姉妹世帯 (2人目) | 1/4 減額 | 5,600円 |
| | | 1,800円 |
| 兄弟姉妹世帯 (3人目以降) | 1/2 減額 | 3,700円 |
| | | 1,200円 |

※上段は月額利用料、下段は延長利用料

※金額は減免後の利用料

② 期間限定利用の場合

| 対象世帯 | 減免割合 | 春休み(4月) (2,500円) | 夏休み (12,500円) | 冬休み (2,500円) | 春休み(3月) (2,500円) |
|------------------------|--------|---------------------|-------------------|-----------------|---------------------|
| | | 延長利用料 (600円) | 延長利用料 (3,200円) | 延長利用料 (600円) | 延長利用料 (600円) |
| 生活保護受給世帯 | 全額免除 | 0円 | 0円 | 0円 | 0円 |
| | | 0円 | 0円 | 0円 | 0円 |
| ひとり親世帯 (児童扶養手当受給世帯) | 1/3 減額 | 1,600円 | 8,300円 | 1,600円 | 1,600円 |
| | | 400円 | 2,100円 | 400円 | 400円 |
| 兄弟姉妹世帯 (2人目) | 1/4 減額 | 1,800円 | 9,300円 | 1,800円 | 1,800円 |
| | | 400円 | 2,400円 | 400円 | 400円 |
| 兄弟姉妹世帯 (3人目以降) | 1/2 減額 | 1,200円 | 6,200円 | 1,200円 | 1,200円 |
| | | 300円 | 1,600円 | 300円 | 300円 |

※上段は利用料、下段は延長利用料

(2) 減免申請手続き

「岡山市立放課後児童クラブ利用料減免申請書」は、入所許可通知書に同封して送付しますので、下記の書類を一緒に提出してください。

1 岡山市立放課後児童クラブ利用料減免申請書(※1世帯につき1枚の申請書が必要)

2 添付書類(以下の事由に応じた書類を添付)

| 減免事由 | 添付書類 |
|----------------------|---------------|
| ㊦ 生活保護受給世帯 | 生活保護受給証明書(原本) |
| ㊧ ひとり親世帯(児童扶養手当受給世帯) | 児童扶養手当証書(写) |
| ㊨ 兄弟姉妹世帯 | ※不要 |

① 減免の適用

- 減免の適用には申請が必要です。
- 減免の適用または非適用は、事実発生日からとなります。
- 減免期間は年度末までとなります。(年度ごとに申請が必要です)

② 申請場所

○岡山市地域子育て支援課 (持参又は郵送)

〒700-8544 岡山市北区大供一丁目1番1号(岡山市役所本庁舎9階)

◆月～金(祝日、休日を除く)午前8時30分～午後5時15分

③ 注意事項

- 対象世帯に該当していても、申請をしていない場合は適用できません。
- 対象世帯に該当しなくなった場合は、「岡山市立放課後児童クラブ利用料減免理由消滅届出書」を岡山市地域子育て支援課へ速やかに提出してください。
- おやつ代は減免できません。

(参考)

岡山市立放課後児童クラブ入所基準点数表

○基準点

| 区分 | | 状況 | | 点数 |
|----|--------------------------|---|----------------------------------|----------------|
| ① | 居宅外労働 | 外勤 | 月140時間以上の勤務を常態としている | 10 |
| | | | 月120時間以上の勤務を常態としている | 9 |
| | | 居宅外 自営 | 月100時間以上の勤務を常態としている | 6 |
| | | | 月80時間以上の勤務を常態としている | 5 |
| | | | 月48時間以上の勤務を常態としている | 4 |
| | 居宅内労働 | 居宅内 | 月140時間以上の就労を常態としている | 9 |
| | | | 月120時間以上の就労を常態としている | 8 |
| | | 自営 内職 | 月100時間以上の就労を常態としている | 5 |
| | | | 月80時間以上の就労を常態としている | 4 |
| | | | 月48時間以上の就労を常態としている | 3 |
| ② | 妊娠・出産 | 出産予定日の前6週(多胎の場合前14週)から産後8週の期間を含む月単位の期間にある場合 | | 8 |
| ③ | 疾病 ・ 負傷 ・ 障害 | 疾病 負傷 | 1か月以上の入院、入院見込み、常時寝床の場合 | 10 |
| | | | 居宅療養 (1か月以上) | 安静を要すると診断された場合 |
| | | | 週3日程度の通院加療等が必要な場合 | 4 |
| | 障害 | 「身体障害者手帳1～2級所持」、「聴覚障害者2～3級所持」、「精神障害者保健福祉手帳1級所持」、「療育手帳A所持」、「介護保険の要介護度が3～5」のいずれかに該当する場合 | | 10 |
| | | 「身体障害者手帳3級所持」、「聴覚障害者4級所持」、「精神障害者保健福祉手帳2級所持」、「療育手帳B所持」、「介護保険の要介護度が1～2」のいずれかに該当する場合 | | 6 |
| | | 「身体障害者手帳4～6級所持」、「精神障害者保健福祉手帳3級所持」、「介護保険の要介護度が要支援」のいずれかに該当する場合 | | 3 |
| ④ | 介護又は看護 | 同居又は別居の親族を常時介護又は看護している場合 | | 区分① |
| ⑤ | 災害 | 震災、風水害、火災その他の災害の復旧に当たっている場合 | | 10 |
| ⑥ | 就学等 | 就学 | 就学のため、児童の育成ができない場合 | 区分① |
| | | 職業訓練 | 職業訓練のため、児童の育成ができない場合 | 区分① |
| ⑦ | 社会的養護 | 児童虐待又はそのおそれがある場合 | | 10 |
| | | DVにより児童の育成が困難であると認められる場合 | | 5 |
| ⑧ | その他 | 求職中 | 求職活動(起業準備を含む)を継続的に行っている場合 | 1 |
| | | 育児休業復帰予定 | 育児休業復帰予定月の前月以降3か月以内である場合 | 区分① |
| | | 採用(起業、就学)予定 | 採用(起業、就学)予定月の前月以降3か月以内である場合 | 区分① -1点 |
| | | 育児休業中 | 育児休業期間中に児童クラブを引き続き利用することが認められる場合 | 10 |

○加算点

| 区分 | | 状況 | 点数 |
|----|--------|----------------------------------|----|
| A | 児童の学年 | 小学1年生 | 50 |
| | | 小学2年生 | 40 |
| | | 小学3年生 | 30 |
| B | ひとり親世帯 | 児童が母又は父のみに養育されている場合 | 13 |
| C | 社会的養護等 | 児童虐待又はそのおそれがある | 10 |
| | | DVIにより児童の育成を行うことが困難であると認められる場合 | 3 |
| | | その他社会的養護等が必要であると認められる場合 | 1 |
| D | 障害 | 利用を希望する児童が障害を有する場合 | 10 |
| E | 支援員等 | 保護者が、岡山市内の児童クラブに就労中又は就労(復職)予定の場合 | 8 |

※1 区分①については、法定の休憩時間を除いた所定労働時間(自営等の方も準じて除きます)により判断します。

※2 点数欄に「区分①-1点」とある場合は、区分①から1点減じたものを準用します。

※3 点数欄に「区分①」とある場合は、区分①の時間数に応じた点数を準用します。

※4 兄弟姉妹についての加算点はありません。

※5 入所を希望する児童クラブの小学校に在学(入学予定)している児童を優先します。

※6 入所要件を満たしていない場合は不許可となります。また、期間限定利用で、定員を超えた場合も不許可となりますのでご了承ください。

※7 その他、ご不明な点は、岡山市地域子育て支援課まで問い合わせください。

【点数づけの考え方】

父、母それぞれについて、基準点の各区分のうち該当する項目(父、母それぞれ1項目ずつ)の点数を合計した点数に、加算点を合計した点数が高い方から入所決定します。なお、ひとり親世帯については、加算点(13点)が加味されます。

岡山市立放課後児童クラブ入所申請書

令和〇〇年〇〇月〇〇日

岡山市長様

〒803-1000

(保護者) 住所 岡山市北区大供一丁目1番1号 〇〇アパート101号

氏名 岡山 太郎

電話番号 086-△△△-××××

携帯電話番号 090-〇〇〇〇-△△△△

生計主宰者となる方を記入してください。
※あて名として各種通知書等を送付します。

方書、アパート名、部屋番号まで記入してください。

利用ガイドの内容を理解し、児童クラブの入所を希望しますので、次のとおり申請して、本申請書記載の情報を児童クラブの活動に必要な範囲内において小学校・関係機関へ提供することに同意します。なお、この申請書に虚偽の記載があった場合は、入所の許可を取り消されても異議はありません。

1 児童について

| | | | | |
|---------------------------------|-------------------------------|----|------|----------|
| フリガナ | オカヤマ モモタロウ | 性別 | 生年月日 | 平成〇年〇月〇日 |
| 児童の氏名 | 岡山 桃太郎 | 男 | 小学校名 | 〇 〇 小学校 |
| 入所を希望する児童クラブ名 | 〇 〇 小学校 児童クラブ | | | |
| 兄弟姉妹の申請 | あり ・ なし | | | |
| 利用希望期間 | 通年利用 ・ ※期間限定利用 | | | |
| ※期間限定利用の場合 希望期間を選んでください（複数可） | 春休み（4月） ・ 夏休み ・ 冬休み ・ 春休み（3月） | | | |
| 延長時間の利用の包括申請 | する ・ しない | | | |

18時～19時の延長利用を希望する場合は、「する」にマルをし、別紙の岡山市立放課後児童クラブ延長利用申請書の提出をお願いします。

2 保護者について

| | | | |
|--------------|----------|------------------------------|---------------|
| フリガナ | オカヤマ タロウ | 連絡先 | 090-〇〇〇〇-△△△△ |
| 保護者氏名 (父) | 岡山 太郎 | 入所希望事由 ※下記より事由番号を選んでください。 | ① |
| フリガナ | オカヤマ モモコ | 連絡先 | 090-××××-△△△△ |
| 保護者氏名 (母) | 岡山 桃子 | 入所希望事由 ※下記より事由番号を選んでください。 | ④ |

※入所を希望する保護者の事由

「⑦その他」の場合は事由を () 内に記入してください。選択した事由に基づき優先順位付けの基準点が決定されます。利用ガイド内の入所基準点数表の区分、状況及び点数を参考にしてください。

- ①保護者が就労のため
- ②保護者が妊娠・出産のため
- ③保護者が疾病・負傷・障害等のため
- ④保護者が介護、看護等を行っているため
- ⑤保護者が災害等の復旧に当たっている場合
- ⑥保護者が就学等のため
- ⑦その他

()

3 その他の事由について

下記の①～④について該当するものを選択してください。優先順位付けの加算点に反映されます。

| | |
|---------|---|
| ①児童の学年 | 1年生・2年生・3年生・4年生・5年生・6年生 |
| ②保護者の状況 | 父母・父子・母子・その他() ※父母は内縁、事実婚を含む。母子・父子は離婚協議中の家庭を含む。 |
| ③児童の状態 | 障害を有する・障害を有しない |
| ④保護者の状況 | 岡山市内の児童クラブに就労中又は就労予定(はい・いいえ) |

ひとり親世帯（事実婚を除く）、在宅障害児（者）のいる世帯、市内の児童クラブで就労中又は就労予定の方は、それが分かる書類を添付してください。

4 児童の状態について

| | | |
|-------------------|---------|--|
| 健康面での注意点（既往歴など） | あり・なし | 具体的に：○○○○ |
| 特別な配慮の必要性 | あり・なし | 具体的に： |
| | 添付書類 | <input type="checkbox"/> 身体障害者手帳・療育手帳等 <input type="checkbox"/> 医師の診断書等 <input type="checkbox"/> 特別支援学級の在籍証明書 <input type="checkbox"/> 添付書類なし （ <input type="checkbox"/> 療育相談をしている <input type="checkbox"/> 就学相談をしている <input type="checkbox"/> 就学移行支援を受けている） |
| | 緊急時の処方薬 | <input type="checkbox"/> なし <input type="checkbox"/> 内服薬 <input type="checkbox"/> アドレナリン自己注射（エピペン®） |
| 集団生活を送る上で注意を要すること | 特になし | |

児 童 調 査 書

【記入例】

| | | | | | | | |
|----------------------------|---------------|--------------------------|--------------|--------------------|--|-----------------|--------------|
| 本 人 | フリガナ | オカヤマ モモタロウ | | 男 女 | ★保 育 歴★ | | |
| | 氏 名 | 岡山 桃太郎 | | | 〇〇〇〇 (保育・幼稚園 認定子ども) 園 | | |
| | 生 年 月 日 | 平成〇〇年 〇〇月 〇〇日生 | | 3年 | | | |
| | 住 所 | 岡山市北区大供一丁目1番1号〇〇アパート101号 | | ★緊急時連絡先★ | | | |
| | 電 話 番 号 | 086-△△△-×××× | | ※保育時間で連絡ができる優先順に記入 | | | |
| 保 護 者 | フリガナ | オカヤマ タロウ | | 続柄 | ①名称 | 岡山 太郎 | |
| | 氏 名 | 岡山 太郎 | | 父 | ☎ | 090-△△△△-×××× | |
| | 生 年 月 日 | 平成〇〇年 〇〇月 〇〇日生 | | | ☎ | 090-××××-△△△△ | |
| | 携 帯 電 話 番 号 | 090-△△△△-×××× | | | ③名称 | 岡山 一郎 | |
| | 勤 務 先 | 名 称 | 〇〇株式会社〇〇営業所 | | | ☎ | 086-△△△-×××× |
| | | 住 所 | 岡山市北区鹿田×-×-× | | | ④名称 | |
| | | 電 話 番 号 | 086-△△△-×××× | | | ☎ | |
| | フリガナ | オカヤマ モモコ | | 続柄 | ⑤名称 | | |
| | 氏 名 | 岡山 桃子 | | 母 | ☎ | | |
| | 生 年 月 日 | 平成〇〇年 〇〇月 〇〇日生 | | | ★メールアドレス★ 一斉送信に登録するアドレスに✓をしてください。 | | |
| 携 帯 電 話 番 号 | 090-××××-△△△△ | | | PC | ① <input type="checkbox"/> ****@***.co.jp | | |
| 勤 務 先 | 名 称 | 医療法人〇〇病院 | | | ① | *****@***.ne.jp | |
| | 住 所 | 岡山市北区大供×-×-× | | | ② | | |
| | 電 話 番 号 | 086-〇〇〇-△△△△ | | | ③ | | |
| そ の 他 同 居 人 | 氏名 | 続柄 | 年齢 | 勤務先・学校 | 備考 | | |
| | 岡山 一郎 | 祖父 | 〇〇 | なし | | | |
| | | | | | | | |
| | | | | | | | |
| | | | | | | | |
| ★登下校★ 地区名 (〇〇学区) | | | | ★習いごと★ | | | |
| 通学所要時間 | | 30分 | 種類 | 曜日 | 時間 | | |
| 通学時に気になること 等 | | | 英会話教室 | 水 | 午後5時～午後7時 | | |
| ・交通量が多い道路を渡るため、交通事故が心配。 | | | | | | | |

【記入例】

| | | | | | |
|---|-----------------|--------------|-----------|--|--|
| 児童名【 岡山 桃太郎 】 | | | | | |
| ★血液型★ いずれか○をしてください。 | A | B | O | AB Rh式 +・- | |
| かかりつけ病院名（あればご記入ください） | 〇〇〇クリニック | | | | |
| ★児童の状況について、①～⑫の質問にお答えください。（該当すると思われる回答を○で囲んでください。） | | | | | |
| ① 食事（自分一人で） | できる | できない 時がある | できない | ①～③で「できない（時がある）」と回答された場合、その内容を具体的に記入ください。 | |
| ② トイレ（自分一人で） | できる | できない 時がある | できない | | |
| ③ 着脱衣（自分一人で） | できる | できない 時がある | できない | | |
| ④ 日常会話のやりとり（簡単な指示の理解含む） | できる | できない 時がある | できない | ④～⑤で「できない（時がある）」と回答された場合、その内容を具体的に記入ください。 | |
| ⑤ 集団生活、集団行動 | できる | できない 時がある | できない | | |
| ⑥ ぜんそく | ない | ・ | ある | ⑥～⑧で「ある」と回答された場合、以下についてご記入ください。 ・直近の発症年月【令和〇〇年〇〇月〇〇日】 ・発症の頻度【 週1回程度 】 | |
| ⑦ てんかん | ない | ・ | ある | | |
| ⑧ 熱性けいれん | ない | ・ | ある | | |
| ⑨ その他慢性疾患 | ない | ・ | ある | ⑨～⑩で「ある」と回答された場合、詳細をご記入ください。 | |
| ⑩ 運動制限 | ない | ・ | ある | | |
| ⑪ 身体・知的・発達の状況等について、診断や指摘を受けたことがありますか。（受診中・受診予定含む） | いいえ | ・ | はい | ⑪で「はい」と回答された場合、診断名等をご記入ください。 診断名等 | |
| アレルギー | ない | ・ | ある | ⑫で「ある」と回答された場合、アレルギーの詳細をご記入ください。 | |
| ※アレルギーが「ある」と回答された方 | | | | | |
| ⑫ エピペン等注射器を処方されていますか。 | いいえ | ・ | はい | | |
| 飲み薬等を処方されていますか | いいえ | ・ | はい | | |
| ※上記の補足または、その他、健康面や行動面、生活面等において、特別配慮が必要なことがあれば、ご記入ください。 | | | | | |
| 自宅から小学校までの、通学経路をご記入ください。 | | | | | |
| 地図をご記載ください。 | | | | | |
| ★クラブでは原則、医療行為は行えません。緊急時は保護者の方への連絡及び救急搬送措置となります。 | | | | | |
| 同意書 | | | | | |
| ○児童一人ひとりが安全に児童クラブを利用して頂くにあたり、岡山市及び岡山市ふれあい公社が必要に応じて学校及び就学前施設（幼稚園等）から必要な情報を収集したり、集団生活での児童の様子を観察したりすることに同意します。 | | | | | |
| ○「利用申請書」及び本調査票に記載した内容や収集された情報、学校及び就学前施設（幼稚園等）から提供された情報を資料として、岡山市や岡山市ふれあい公社で共有することに同意します。 | | | | | |
| 令和〇〇年〇〇月〇〇日 | | 保護者氏名（署名） | | 岡山 太郎 | |

岡山市立放課後児童クラブ入所事由証明書

【この用紙は保護者1人につき1枚使用してください】

※枠内の証明
入・証明をし
口にチェック

法定の休憩時間：
労働時間が6時間を超える場合
は45分、8時間を超える場合は
1時間以上

1 勤めに出ている人(採用が決まっている人)

| | | | |
|---|--|--|--|
| 勤務している者の氏名 岡山 太郎 | | 勤務している者の住所 岡山市北区大供一丁目 | |
| 勤務開始(予定)日 昭和/平成/令和 20年 4月 1日 | | 勤務時間・日数 ※優先順位づけ上必要ですので、必ず記入してください。 午前・後 9時 00分から午前・後 6時 00分まで | |
| 勤務地の住所及び名称 住所(岡山市北区鹿田×-×-×) 名称(岡山株式会社大供営業所) | | 1日あたり平均勤務時間 ※法定の休憩時間は除いてください。 (8)時間 …① | |
| 仕事の内容 営業 派遣・契約社員の場合、見込み期間と更新見込みの有無を忘れずに記入してもらってください。 | | 1週間あたり平均勤務日数 1か月あたり平均勤務日数 (5)日 × 4週 = (20)日 …② | |
| 雇用形態 ※3及び4に該当する場合 ① 正社員 2 パート・アルバイト 3 臨時社員 4 派遣・契約社員 (平成/令和 . . . ~令和 . . . /更新見込み 有・無) | | か月あたり平均勤務時間【①×②】(160)時間 賃金形態 他 ①月給 2日給 3時間給 4日給 定休日 土・日 曜日 | |
| 産前産後休暇期間 平成/令和 年 月 日 ~平成/令和 年 月 日 | | 育児休業取得(見込)期間 平成/令和 年 月 日 ~平成/令和 年 月 日 | |
| 上記のとおり <input checked="" type="checkbox"/> 勤務 <input type="checkbox"/> 採用内定 <input type="checkbox"/> 育児休業取得(見込) <input type="checkbox"/> その他を証明します。 令和元年 ○月 ○日 | | | |
| 勤務先が支店(営業所)等の場合、その支店(営業所)長の証明でも有効です。 | | 事業所所在地 岡山市北区鹿田 × - × × × ×) 事業所名 岡山株式会社 表者名 代表取締役 △△△△ (印) | |
| ※勤務先が支店(営業所)等の場合、その支店(営業所)長の証明でも有効です。 | | | |

2 自営業、就学、その他の人

※事由証明書以外に書類を添付する場合は、添付書類にも児童名等をご記入ください。該当する口にチェックをしてください。

| | | | |
|--|--|---|--|
| 就労区分 1 自営業 2 就学 3 その他() | | 就労・就学場所 ※事業所等の住所を記入してください。 自宅内・自宅外() | |
| 仕事等の具体的内容 事業所の所在地が自宅外の場合は、その所在地を記入してください。就学の方は、通学先の住所を記入してください。 | | 就労・就学時間・日数 ※調整上必要ですので、必ず記入してください。 午前・後 時 分から午前・後 時 分まで | |
| 事業所・学校名 開業・入学 (開業・入学 予定) 年 月 日 (卒業予定 ※就学の場合のみ) (年 月 卒業予定) | | 1日あたり平均就労・就学時間 ※就労に準じて、休憩時間は除いてください。 ()時間 …① | |
| 育児に係る休業取得(見込)期間 平成/令和 年 月 日 ~平成/令和 年 月 日 | | 1週間あたり平均就労・就学日数 1か月あたり平均勤務日数 ()日 × 4週 = ()日 …② | |
| 上記のとおり <input type="checkbox"/> 就労 <input type="checkbox"/> 就学 <input type="checkbox"/> その他を証明します。 令和 年 月 日 | | 1か月あたり平均就労・就学時間【①×②】()時間 | |
| ◎自営業・就学 ○ 自営業の方 …帳簿・納品書・領収書・作付面積が分かる書類の写し 確認ができる最新の書類数点(概ね3ヶ月以内のもの) ○ 開業予定の方 …事業用に購入した書類 ○ 就学(就学予定)の方 …在学証明書 | | 児童との続柄 () | |
| 提出される際には、必ず児童名、生年月日を記入してください。 | | | |

※ 記入漏れがある場合、審査上、不利益に
※ 日付の記入のないもの及び、『勤務時間
※ 修正液、修正テープ、証明者以外の

※兄弟姉妹が利用申請する場合、利用を希望する児童全員の氏名等を記入してください。

児童氏名等記入欄

※ この書類を提出する際には、児童氏名、生年月日を必ず記入してください。

| | | | | |
|---------|---------------------|-------|---------------|-------------|
| クラブ名 | ○ ○小学校 児童クラブ | 児童氏名 | 岡山 桃太郎 | (平成×年×月×日生) |
| ※担当者記入欄 | 処理日 | 年 月 日 | 児童番号 | |

岡山市立放課後児童クラブ入所事由証

【この用紙は保護者1人につき1枚使用してください】

法定の休憩時間：
労働時間が6時間を超える場合は45分、8時間を超える場合は1時間以上

3 内職している人【業者へ納品している場合】

※申告内容
してもら

| | | | |
|---|--|-----------|-----------|
| 仕事の内容 | 作業時間・日数 ※優先順位づけ上必要です 午前・後 時 分から 午前・後 時 分まで | | |
| 仕事をする場所 | 1日あたり平均作業時間 ※法定の休憩時間は除いてください。 () 時間 …① | | |
| 仕事を始めた(再開した)時期 平成/令和 年 月 日から | 1週間あたり平均作業日数 1か月あたり平均作業日数 () 日 × 4週 = () 日 …② | | |
| 上記のとおり相違ないことを申告します。 令和 年 月 日 | 1か月あたり平均作業時間【①×②】() 時間 1個あたり作業時間 約 時間 分 秒 | | |
| 申告者氏名 | 児童との続柄 印 () | | |
| 業 者 証 明 欄 | 単 価 | 前月分支給総額等 | 前々月分支給総額等 |
| | 円 (数量 個) | 円 (数量 個) | 円 (数量 個) |
| 上記のとおり証明します。 令和 年 月 日 | | | |
| 事業所所在地 | | Tel (-) | |
| 事業所名 | | 印 | |
| 代表者名 | | 印 | |
| ※ この証明書は証明年月日の記入がない場合及び、代表者印のない場合は無効です。 | | | |

4 出産・病気・障害・介護(看護)の人

※申告書以外に書類を添付する場合は、添付書類にも児童名等をご記入ください。

| | | |
|---|--------------------------------------|---------------------------|
| 出産する人・病気・障害の人・介護(看護)を受ける人の氏名等 岡山 一郎 (児童との続柄 祖父) | | 病名等 出産 (○○○○) |
| 通院頻度 通院4回/週 | 入院の期間 平成/令和 年 月 日 ~ 令和 年 月 日 入院予定 | |
| 介護・看護の状況 ※利用調整上必要ですので、必ず記入してください。 午前・後 9 時 00 分から 午前・後 15 時 00 分まで 1日あたり平均介護・看護時間 (6) 時間 …① ※就労に準じて、休憩時間は除いてください。 1週間あたり平均介護・看護日数 (7) 日 × 4週 = 1か月あたり平均介護・看護日数 (28) 日 …② 1か月あたり平均介護・看護時間【①×②】(168) 時間 | | 出産予定日 令和 年 月 日 出産予定 |
| 上記のとおり相違ないことを申告します。 令和 ○ 年 ○ 月 ○ 日 申告者氏名 岡山 桃子 | | 児童との続柄 印 (母) |
| ◎病気の人は、次の書類をこの欄に提出してください。 ○ 疾病負傷証明書 ◎出産、障害、介護(看護)の人は、次の書類をこの欄に提出してください。 1 親手帳(母子健康手帳)の写し 2 身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳、療育手帳の写し 3 介護保険被保険者証の写し | | |

提出される際には、必ず児童名、生年月日を記入してください。

※ 記入漏れがある場合、審査上、不利益になる場合があります。
 ※ 日付の記入のないもの及び、『作業時間・日数』の記入がないものも、提出できません。
 ※ 修正液、修正テープ、証明者以外の印は、提出できません。

※ 兄弟姉妹が利用申請する場合、利用を希望する児童全員の氏名等を記入してください。

児童氏名等記入欄

※ この書類を提出する際には、児童氏名、生年月日を必ず記入してください。

| | | | | |
|---------|-------------|-------|--------|-------------|
| クラブ名 | ○○小学校 児童クラブ | 児童氏名 | 岡山 桃太郎 | (平成×年×月×日生) |
| ※担当者記入欄 | 処理日 | 年 月 日 | 児童番号 | |

申立書

【この用紙は保護者1人につき1枚使用してください】 **【記入例】**

岡山市長 様

児童クラブ入所を必要とする理由及び児童クラブ入所に関し必要な事項を下記に申し立てます。

令和 ** 年 ** 月 ** 日 ※ 日付の記入のないものは無効です。
児童との続柄

申立者氏名 **岡山 桃子** 印 (**母**)

入所を必要とする理由等

求職中などでの申請の際には、この申立書に家庭で児童の育成できない理由を記入してください。

《例文》

- ・求職中のため、日中家庭での児童の育成ができません。
- ・〇月〇日に(株)×××を自己都合により退職し、現在は求職活動中です。

提出される際には、必ず児童名、生年月日を記入してください。

※兄弟姉妹が利用申請する場合、利用を希望する児童全員の氏名等を記入してください。

※ この書類を提出する際には、児童氏名、生年月日を必ず記入してください。

クラブ名 **〇〇小学校児童クラブ** 児童氏名 **岡山 桃太郎** (平成×年×月×日生)

※担当者記入欄 処理日 年 月 日 児童番号

岡山市立放課後児童クラブ 疾病負傷証明書

【記入例】

| | | | | | | |
|---|--------------------------------|---|---------------|-------------|----|--------|
| 患者氏名 | 岡山 桃子 (平成**年**月**日生) | | 傷病名 | □□□症 | | |
| 診療見込期間 | 入院外 | 開始 | **年**月**日から | | 入院 | 期間 |
| | | 終了予定 | 令和**年**月**日まで | | | か月間 週間 |
| | | (予定)年 月 日 | | 年 月 日 | | |
| 医師証明欄 | 該当するものを選んでどれか一つを○で囲んでください。 | | | | | |
| | 症 状 | 1 1か月以上の入院もしくは入院見込み、常時寝床を要するもの 2 ○ 安静を要するもの、又は日常生活に支障があり、家庭での児童の育成が困難であると見込まれるもの 3 1か月以上、週3日程度の通院加療等が必要であり、家庭での児童の育成に支障があると見込まれるもの 4 疾病・負傷による日常生活への影響は軽微で、家庭での児童の育成は可能であると見込まれるもの | | | | |
| | | 上記のとおり認めます。 令和**年**月**日 所在地 岡山市北区××× TEL (*** - ****) 医療機関名 〇〇〇クリニック 担当医師 〇〇〇 印 | | | | |
| ※ この証明書は証明年月日の記入がない場合及び、医師の印がない場合は無効です。 | | | | | | |

※ 医療機関の方へ

この証明書は岡山市立放課後児童クラブへの入所の審査に直接関係するものです。漏れなくご記入いただけますようお願いいたします。

※ この書類を提出する際には、児童氏名、生年月日を必ず記入してください。

クラブ名 **〇〇小学校児童クラブ** 児童氏名 **岡山 桃太郎** (平成×年×月×日生)

※担当者記入欄 処理日 年 月 日 児童番号

提出される際には、必ず児童名、生年月日を記入してください。

※兄弟姉妹が利用申請する場合、利用を希望する児童全員の氏名等を記入してください。

(注意事項)

- この用紙は、疾病等のため入所が必要であることを理由に、入所を申請される際に、その証明として添付していただくためのものです。
- 医療機関の証明の内容によっては、入所の要件に該当しないことがあります。(証明欄の「症状」4の場合は非該当)
- 証明を取得する際に医療機関で料金が必要な場合は、個人の負担となります。

岡山市立放課後児童クラブ延長利用申請書

令和〇〇年〇〇月〇〇日

岡 山 市 長 様

(保護者) 住 所 岡山市北区大供一丁目1番1号 〇〇アパート101号
 氏 名 岡山 太郎 
 電話番号 086-△△△-××××
 携帯電話 090-〇〇〇〇-△△△△

以下の児童の延長利用を申請します。

| | |
|---------------|---------------------------------------|
| フリガナ | オカヤマ モモタロウ |
| 児 童 の 氏 名 | 岡山 桃太郎 |
| 児 童 の 生 年 月 日 | 平成 〇〇 年 〇〇 月 〇〇 日 |
| 児 童 ク ラ ブ 名 | 〇 〇 小学校 児童クラブ |
| 延長利用を希望する期間 | 令和 2 年 5 月 1 日から 令和 3 年 3 月 31 日まで |

注1 延長利用には利用料金が必要です。延長利用料は以下のとおりです。

(1) 通年利用：月額2,500円

※月の途中からの利用（利用中止）となった場合でも当該月については1か月分の利用料をご負担いただきます。

(2) 期間限定利用 ①学年始休業期間：600円 ③冬季休業期間：600円

②夏季休業期間：3,200円 ④学年末休業期間：600円

※期間の途中からの利用（利用中止）となった場合でも当該期間分の利用料をご負担いただきます。

注2 延長利用期間は、通年利用の場合は申請をした年度、期間限定利用の場合は申請をした休業期間となります。

注3 延長利用を中止する場合は、「岡山市立放課後児童クラブ延長利用中止届出書」を提出してください。

最新の情報は以下のホームページに掲載しています！

○岡山市地域子育て支援課ホームページ

http://www.city.okayama.jp/hofuku/kodomo/kodomo_00061.html



○岡山市ふれあい公社ホームページ

<http://www.okayama-fureai.or.jp/>



岡山市立放課後児童クラブ（22クラブ）入所申請・決定状況

申請期間：令和元年11月1日～12月10日

令和2年1月31日現在

| 区分 | | 人数 | 摘要 |
|----------|------------------|---------------|--------------------|
| 申請者総数 | | 1,866人 | |
| 内 訳 | 通年利用者 | 1,642人 | |
| | 期間限定利用者 | 208人 | |
| | 資格なし・申請取下げ | 16人 | 資格なし：11人 取下げ：5人 |
| 入所決定者総数 | | 1,757人 | |
| 内 訳 | 通年利用者 | 1,633人 | |
| | 期間限定利用者 | 124人 | |
| 保留・不許可総数 | | 93人 | |
| 内 訳 | 保留 (通年利用者) | 9人 | 1クラブ |
| | 不許可 (期間限定利用者) | 84人 | 8クラブ |